○水戸市指定居宅サービス事業等基準条例

令和２年３月30日

水戸市条例第13号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　訪問介護
第１節　基本方針（第５条）
第２節　人員に関する基準（第６条―第８条）
第３節　設備に関する基準（第９条）
第４節　運営に関する基準（第10条―第44条）
第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第45条・第46条）
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第47条―第51条）
第３章　訪問入浴介護
第１節　基本方針（第52条）
第２節　人員に関する基準（第53条・第54条）
第３節　設備に関する基準（第55条）
第４節　運営に関する基準（第56条―第63条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第64条―第67条）
第４章　訪問看護
第１節　基本方針（第68条）
第２節　人員に関する基準（第69条・第70条）
第３節　設備に関する基準（第71条）
第４節　運営に関する基準（第72条―第83条）
第５章　訪問リハビリテーション
第１節　基本方針（第84条）
第２節　人員に関する基準（第85条）
第３節　設備に関する基準（第86条）
第４節　運営に関する基準（第87条―第93条）
第６章　居宅療養管理指導
第１節　基本方針（第94条）
第２節　人員に関する基準（第95条）
第３節　設備に関する基準（第96条）
第４節　運営に関する基準（第97条―第102条）
第７章　通所介護

第１節　基本方針（第103条）
第２節　人員に関する基準（第104条・第105条）
第３節　設備に関する基準（第106条）
第４節　運営に関する基準（第107条―第118条）
第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第119条・第120条）
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第121条―第124条）
第８章　通所リハビリテーション
第１節　基本方針（第125条）
第２節　人員に関する基準（第126条）
第３節　設備に関する基準（第127条）
第４節　運営に関する基準（第128条―第135条）
第９章　短期入所生活介護
第１節　基本方針（第136条）
第２節　人員に関する基準（第137条・第138条）
第３節　設備に関する基準（第139条・第140条）
第４節　運営に関する基準（第141条―第157条）
第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第158条・第159条）
第２款　設備に関する基準（第160条・第161条）
第３款　運営に関する基準（第162条―第170条）
第６節　共生型居宅サービスに関する基準（第171条・第172条）
第７節　基準該当居宅サービスに関する基準（第173条―第179条）
第10章　短期入所療養介護
第１節　基本方針（第180条）
第２節　人員に関する基準（第181条）
第３節　設備に関する基準（第182条）
第４節　運営に関する基準（第183条―第195条）
第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第196条・第197条）
第２款　設備に関する基準（第198条）
第３款　運営に関する基準（第199条―第207条）
第11章　特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第208条）
第２節　人員に関する基準（第209条・第210条）

第３節　設備に関する基準（第211条）
第４節　運営に関する基準（第212条―第227条）
第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第228条・第229条）
第２款　人員に関する基準（第230条・第231条）
第３款　設備に関する基準（第232条）
第４款　運営に関する基準（第233条―第238条）
第12章　福祉用具貸与
第１節　基本方針（第239条）
第２節　人員に関する基準（第240条・第241条）
第３節　設備に関する基準（第242条）
第４節　運営に関する基準（第243条―第253条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第254条・第255条）
第13章　特定福祉用具販売
第１節　基本方針（第256条）
第２節　人員に関する基準（第257条・第258条）
第３節　設備に関する基準（第259条）
第４節　運営に関する基準（第260条―第266条）
第14章　雑則（第267条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は，介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条第１項第２号の規定による基準該当居宅サービスを行う事業所が満たすべき基準，法第70条第２項第１号の規定による指定居宅サービス事業者の指定における申請者の資格に係る基準，法第72条の２第１項第１号及び第２号の規定による共生型居宅サービス事業者の特例に係る基準並びに法第74条第１項及び第２項の規定による指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅サービス事業者　法第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。

(2) 利用料　法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(3) 居宅介護サービス費用基準額　法第41条第４項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは，当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(4) 法定代理受領サービス　法第41条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

(5) 共生型居宅サービス　法第72条の２第１項の申請に係る法第41条第１項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

(6) 常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより，当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

２　前項に定めるもののほか，この条例における用語の意義は，法の例による。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第３条　指定居宅サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市，地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター，介護保険施設，他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者，住民による自発的な活動によるサービスその他の地域における取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（指定居宅サービス事業者の適格要件）

第４条　法第70条第２項第１号に規定する条例で定める者は，次の各号に掲げる指定の申請の区分に応じ，当該各号に定める者とする。

(1) 次号に掲げる指定の申請以外の指定の申請　法人でその代表者及び役員が水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第２号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者（次号イにおいて「暴力団員等」という。）でないもの

(2) 病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請　次に掲げる者のいずれかに該当する者

ア 前号に定める者

イ 個人で暴力団員等でないもの

第２章　訪問介護

第１節　基本方針

第５条　指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は，要介護

状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，入浴，排せつ，食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第６条　指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）の員数は，常勤換算方法で，2.5以上とする。

２　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，常勤の訪問介護員等のうち，利用者（当該指定訪問介護事業者が第１号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，指定訪問介護の事業と当該第１号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定訪問介護又は当該第１号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において，当該サービス提供責任者の員数については，利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は，前３月の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は，介護福祉士その他規則で定める者であって，専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし，利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は，同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第９号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　第２項の規定にかかわらず，常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し，かつ，サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している指定訪問介護事業所において，サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては，当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，利用者の数が50又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。

６　指定訪問介護事業者が第２項に規定する第１号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け，

かつ，指定訪問介護の事業と当該第１号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，市の定める当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第７条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

（訪問介護員等及び管理者の雇用契約等の内容の確認）

第８条　訪問介護員等及び前条の管理者は，指定訪問介護事業者との雇用契約等の内容を書面で確認できる者でなければならない。

第３節　設備に関する基準

第９条　指定訪問介護事業所には，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか，指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定訪問介護事業者が第６条第２項に規定する第１号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，指定訪問介護の事業と当該第１号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，市の定める当該第１号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第31条に規定する運営規程の概要，訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，指定訪問介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，規則で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。この場合において，当該指定訪問介護事業者は，当該文書を交付したものとみなす。

３　前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は，当該利用申込者又はその家族から規則で定めるところにより同項に規定する規則で定める方法による提供を受けない旨の申出があった場合は，当該利用申込者又はその家族に対し，第１項に規定する重要事項の提供を当該方法によってしてはならない。ただし，当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第11条　指定訪問介護事業者は，正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条　指定訪問介護事業者は，当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡，適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第13条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

２　指定訪問介護事業者は，前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第14条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供の開始に際し，要介護認定を受けていない利用申込者については，要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し，申請が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう，必要な援助を行わなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう，必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供に当たっては，利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例（平成30年水戸市条例第６号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第17条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第16条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供に当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに，当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第17条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の提供の開始に際し，利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは，当該利用申込者又はその家族に対し，居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により，指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明，居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条　指定訪問介護事業者は，居宅サービス計画（省令第64条第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は，当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第19条　指定訪問介護事業者は，利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は，当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第20条　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護を提供したときは，当該指定訪問介護の提供日及びその内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を，利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護を提供したときは，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第22条　指定訪問介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者の選定により通常の事業の実施

地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は，利用者からそれに要した交通費の額の支払を受けることができる。

４　指定訪問介護事業者は，前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条　指定訪問介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は，提供した指定訪問介護の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定訪問介護の基本取扱方針）

第24条　指定訪問介護は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第25条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問介護の提供に当たっては，次条第１項に規定する訪問介護計画に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 指定訪問介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適切な相談及び助言を行うものとする。

(5) 指定訪問介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

(6) 指定訪問介護事業者は，利用者の口腔（くう）の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（訪問介護計画の作成）

第26条　サービス提供責任者（第６条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第30条において同じ。）は，利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて，指定訪問介護の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

２　訪問介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　サービス提供責任者は，訪問介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

４　サービス提供責任者は，訪問介護計画を作成したときは，当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　サービス提供責任者は，訪問介護計画の作成後，当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

６　第１項から第４項までの規定は，前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第27条　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に，その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第28条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第29条　訪問介護員等は，現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第30条　指定訪問介護事業所の管理者は，当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定訪問介護事業所の管理者は，当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者は，第26条に規定する業務のほか，次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し，指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等により，居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し，具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに，利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修，技術指導等を実施すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか，サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第31条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（介護等の総合的な提供）

第32条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護の事業の運営に当たっては，入浴，排せつ，食事等の介護又は調理，洗濯，掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし，介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第33条　指定訪問介護事業者は，利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう，指定訪問介護事業所ごとに，訪問介護員等の勤務の体制を定め，これを記録しなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第34条　指定訪問介護事業者は，訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第35条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第36条　指定訪問介護事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定訪問介護事業者は，当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

３　指定訪問介護事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書によ

り得なければならない。

（広告）

第37条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽のもの又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第38条　指定訪問介護事業者は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第154条第２項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して，利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第39条　指定訪問介護事業者は，居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理等）

第40条　指定訪問介護事業者は，提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は，提供した指定訪問介護に関し，法第23条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ，及び利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに，市長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定訪問介護事業者は，市長からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

５　指定訪問介護事業者は，提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定訪問介護事業者は，国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第41条　指定訪問介護事業者は，その事業の開始に当たり，地域住民に対し，サービス提供の内容そ

の他規則で定める事項について説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市か実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第42条　指定訪問介護事業者は，利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は，必要な措置を講じるとともに，速やかに当該事故について，市長，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に規則で定めるところにより連絡を行わなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに，規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は，第１項の事故による損害のうち，指定訪問介護事業者が賠償すべきものについては，速やかに賠償しなければならない。

（会計の区分）

第43条　指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第44条　指定訪問介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問介護事業者は，利用者に対する指定訪問介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定訪問介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第45条　訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第４号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。第１号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第１号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第７条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第６条第１項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第46条　第１節，第２節（第６条第１項を除く。）及び前節の規定は，共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第６節　基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第47条　基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が，当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は，３人以上とする。

２　基準該当訪問介護事業者は，基準該当訪問介護事業所ごとに，訪問介護員等のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

３　基準該当訪問介護の事業と第１号訪問事業（旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，市の定める当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって，前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第48条　基準該当訪問介護事業者は，基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は，当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第49条　基準該当訪問介護事業所には，事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか，基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当訪問介護の事業と第47条第３項に規定する第１号訪問事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は，市の定める当該第１号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第50条　基準該当訪問介護事業者は，訪問介護員等に，その同居の家族である利用君に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし，同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は，この限りでない。

(1) 当該訪問介護の利用者が，山間のへき地その他の地域であって，指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該訪問介護が，指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

(3) 当該訪問介護が，第47条第２項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(4) 当該訪問介護が，入浴，排せつ，食事等の介護をその主たる内容とする場合

(5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が，当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね２分の１を超えない場合

２　基準該当訪問介護事業者は，前項ただし書の規定に基づき，訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において，当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条において準用する第26条第１項の訪問介護計画の実施状況等からみて，当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは，当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第51条　第８条並びに第１節及び第４節（第17条，第22条第１項，第27条，第32条並びに第40条第５項及び第６項を除く。）の規定は，基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第３章　訪問入浴介護

第１節　基本方針

第52条　指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，居宅における入浴の援助を行うことによって，利用者の身体の清潔の保持，心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第53条　指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業

を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　１以上

(2) 介護職員　２以上

２　前項の訪問入浴介護従業者のうち１人以上は，常勤でなければならない。

３　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第14号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第５条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第６条第１項及び第２項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え，介護職員を１人置くことをもって，前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第54条　指定訪問入浴介護事業者は，指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

第55条　指定訪問入浴介護事業所には，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか，指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第９条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第56条　指定訪問入浴介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問入浴介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基

準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問入浴介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

４　指定訪問入浴介護事業者は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第57条　指定訪問入浴介護は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，利用者の状態に応じて，適切に行われなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者は，自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第58条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては，常に利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，必要なサービスを適切に提供するものとする。

(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定訪問入浴介護の提供は，１回の訪問につき，看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし，これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者とするものとする。ただし，利用者の身体の状況が安定していること等から，入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては，主治の医師の意見を確認した上で，看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては，サービスの提供に用いる設備，器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し，特に利用者の身体に接触する設備，器具その他の用品については，サービスの提供ごとに消毒したものを使用するものとする。

(6) 指定訪問入浴介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第59条　訪問入浴介護従業者は，現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第60条　指定訪問入浴介護事業所の管理者は，指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定訪問入浴介護事業所の管理者は，当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第61条　指定訪問入浴介護事業者は，指定訪問入浴介護事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（記録の整備）

第62条　指定訪問入浴介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者は，利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定訪問入浴介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第63条　第８条，第10条から第21条まで，第23条，第28条，第33条から第37条まで及び第39条から第43条までの規定は，指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第64条　基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護職員　１以上

(2) 介護職員　２以上

２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条

例第41条第１項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え，介護職員を１人置くことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第65条　基準該当訪問入浴介護事業者は，基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は，当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第66条　基準該当訪問入浴介護事業所には，事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか，基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は，指定介護予防サービス等基準条例第43条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第67条　第８条，第10条から第16条まで，第18条から第21条まで，第23条，第28条，第33条から第37条まで，第39条，第40条（第５項及び第６項を除く。），第41条から第43条まで及び第52条並びに前節（第56条第１項及び第63条を除く。）の規定は，基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第４章　訪問看護

第１節　基本方針

第68条　指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，その療養生活を支援し，心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（看護師等の員数）

第69条　指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は，次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）　次

に定めるところによる。

ア 保健師，看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で2.5以上

イ 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じ適当と認められる数

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当と認められる数置くこと。

2 前項第１号アの看護職員のうち１人は，常勤でなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第46条第１項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第45条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第46条第１項及び第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第５条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項第４号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は，当該指定訪問看護事業者は，第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第190条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第189条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定地域密着型サービス基準条例第190条第４項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は，当該指定訪問看護事業者は，第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第70条 指定訪問看護事業者は，指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当

該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

２　指定訪問看護ステーションの管理者は，保健師又は看護師でなければならない。ただし，やむを得ない理由がある場合は，この限りでない。

３　指定訪問看護ステーションの管理者は，適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第３節　設備に関する基準

第71条　指定訪問看護ステーションには，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか，指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし，当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所，施設等がある場合は，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

２　指定訪問看護を担当する医療機関は，事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに，指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

３　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第48条第１項又は第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，第１項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第72条　指定訪問看護事業者は，利用申込者の病状，当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は，主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い，適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第73条　指定訪問看護事業者は，指定訪問看護を提供するに当たっては，居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

２　指定訪問看護事業者は，指定訪問看護の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに，主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第74条　指定訪問看護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの

とする。

2　指定訪問看護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と，健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第１項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第１項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定訪問看護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は，利用者からそれに要した交通費の額の支払を受けることができる。

4　指定訪問看護事業者は，前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本取扱方針）

第75条　指定訪問看護は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，療養上の目標を設定し，計画的に行われなければならない。

2　指定訪問看護事業者は，自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第76条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問看護の提供に当たっては，主治の医師との密接な連携及び第78条第１項に規定する訪問看護計画書に基づき，利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。

(2) 指定訪問看護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては，医学の進歩に対応し，適切な看護技術をもってこれを行うものとする。

(4) 指定訪問看護の提供に当たっては，常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適切な指導を行うものとする。

(5) 特殊な看護等については，これを行ってはならない。

(6) 利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

(7) 利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（主治の医師との関係）

第77条　指定訪問看護事業所の管理者は，主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われる

よう必要な管理をしなければならない。

2　指定訪問看護事業者は，指定訪問看護の提供の開始に際し，主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3　指定訪問看護事業者は，主治の医師に次条第１項に規定する訪問看護計画書及び同条第５項に規定する訪問看護報告書を提出し，指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4　当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は，前２項の規定にかかわらず，第２項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は，診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第78条　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は，利用者の希望，主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて，療養上の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2　看護師等は，既に居宅サービス計画等が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3　看護師等は，訪問看護計画書の作成に当たっては，その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

4　看護師等は，訪問看護計画書を作成した際には，当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5　看護師等は，訪問日，提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6　指定訪問看護事業所の管理者は，訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し，必要な指導及び管理を行わなければならない。

7　前条第４項の規定は，訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第79条　指定訪問看護事業者は，看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第80条　看護師等は，現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には，必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに，速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第81条　指定訪問看護事業者は，指定訪問看護事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（記録の整備）

第82条　指定訪問看護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問看護事業者は，利用者に対する指定訪問看護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定訪問看護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第83条　第８条，第10条，第11条，第13条から第15条まで，第17条から第21条まで，第23条，第28条，第33条から第37条まで，第39条から第43条まで及び第60条の規定は，指定訪問看護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５章　訪問リハビリテーション

第１節　基本方針

第84条　指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，利用者の居宅において，理学療法，作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより，利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第85条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は，当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医師　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

(2) 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士　１以上

２　前項第１号の医師は，常勤でなければならない。

３　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第61条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第60条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第61条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，第１項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第86条　指定訪問リハビリテーション事業所は，病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院であって，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに，指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け，かつ，指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第62条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第87条　指定訪問リハビリテーション事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と，健康保険法第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問リハビリテーション事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は，利用者からそれに要した交通費の額の支払を受けることができる。

４　指定訪問リハビリテーション事業者は，前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第88条　指定訪問リハビリテーションは，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，リハビリテーションの目標を設定し，計画的に行われなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は，自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第89条　指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，医師の指示及び次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，日常生活の自立に資するよう，妥当適切に行うものとする。

(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状，心身の状況，希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について，次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師に報告するものとする。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は，リハビリテーション会議（次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第130条第１項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，介護支援専門員，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により，リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。

(6) 利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

(7) 利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第90条　医師及び理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，当該医師の診療に基づき，利用者の病状，心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，当該サービスの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

２　訪問リハビリテーション計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

４　医師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士は，訪問リハビリテーション計画を作成した際には，当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

５　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第126条第１項に規定

する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，リハビリテーション会議の開催等を通じて，利用者の病状，心身の状況，希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し，訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合は，第130条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（運営規程）

第91条　指定訪問リハビリテーション事業者は，指定訪問リハビリテーション事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（記録の整備）

第92条　指定訪問リハビリテーション事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は，利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定訪問リハビリテーション事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第93条　第８条，第10条から第15条まで，第17条から第21条まで，第23条，第28条，第33条から第36条まで，第39条から第43条まで，第60条及び第73条の規定は，指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第６章　居宅療養管理指導

第１節　基本方針

第94条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，医師，歯科医師，薬剤師，歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が，通院が困難な利用者に対して，その居宅を訪問して，その心身の状況，置かれている環境等を把握し，それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより，その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第95条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以

下「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所　次に定めるところによる。

ア 医師又は歯科医師　１以上

イ 薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じ適当と認められる数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所　１以上の薬剤師

２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第70条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第69条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第70条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第96条　指定居宅療養管理指導事業所は，病院，診療所又は薬局であって，指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか，指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け，かつ，指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第71条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第97条　指定居宅療養管理指導事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定居宅療養管理指導事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と，健康保険法第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定居宅療養管理指導事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から指定居宅療養管理

指導の提供に要する交通費の額の支払を受けることができる。

４　指定居宅療養管理指導事業者は，前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第98条　指定居宅療養管理指導は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，計画的に行われなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者は，自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第99条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し，計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて，居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し，居宅サービスの利用に関する留意事項，介護方法等についての指導，助言等を行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項等について，理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については，療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，居宅サービス計画の作成，居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) それぞれの利用者について，提供した指定居宅療養管理指導の内容を速やかに診療録に記録するものとする。

２　薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては，医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，妥当適切に行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について，提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。

3　指定居宅療養管理指導の方針は，前２項に定めるもののほか，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

(2) 利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（運営規程）

第100条　指定居宅療養管理指導事業者は，指定居宅療養管理指導事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（記録の整備）

第101条　指定居宅療養管理指導事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

2　指定居宅療養管理指導事業者は，利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

3　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

4　指定居宅療養管理指導事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第102条　第８条，第10条から第15条まで，第18条，第20条，第21条，第23条，第28条，第33条から第36条まで，第39条から第43条まで，第60条及び第73条の規定は，指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第７章　通所介護

第１節　基本方針

第103条　指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は，要介護

状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第104条　指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員　指定通所介護の提供日ごとに，当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定通所介護の単位ごとに，専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員　指定通所介護の単位ごとに，当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が第１号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，当該事業所における指定通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上，15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員　１以上

２　指定通所介護事業者は，指定通所介護の単位ごとに，前項第３号の介護職員を，常時１人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず，介護職員は，利用者の処遇に支障がない場合は，他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

４　前３項の指定通所介護の単位は，指定通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

５　第１項第４号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとす

る。

6　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は，常勤でなければならない。

7　指定通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第105条　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

第106条　指定通所介護事業所は，食堂，機能訓練室，静養室，相談室，事務室及び便所を有するほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室　次に定めるところによる。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積（調理台，洗面器等が設置されている場合は，当該設置部分の面積を除く。）は，３平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず，食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては，同一の場所とすることができる。

(2) 相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(3) 事務室　利用者に指定通所介護の提供を行う場所（以下この条において「指定通所介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

(4) 便所　要介護者の使用に適したものとすること。

3　第１項に掲げる設備は，専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。

4　指定通所介護事業者は，指定通所介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

5　指定通所介護事業者は，指定通所介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障が

ないと認めるときは，この限りでない。

6　指定通所介護事業者は，第３項ただし書の規定により第１項に規定する設備を利用し，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合は，規則で定める事項をその提供の開始前に市長に届け出なければならない。

7　指定通所介護事業者が第104条第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって，第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第107条　指定通所介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定通所介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定通所介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において，通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか，指定通所介護の提供において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第３号に掲げる費用については，規則で定めるところによるものとする。

5　指定通所介護事業者は，第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定通所介護の基本取扱方針）

第108条　指定通所介護は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われなければならない。

２　指定通所介護事業者は，自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第109条　指定通所介護の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては，次条第１項に規定する通所介護計画に基づき，利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 通所介護従業者は，指定通所介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定通所介護は，常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ，相談援助等の生活指導，機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとし，特に，認知症である要介護者に対しては，必要に応じ，その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(5) 指定通所介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

(6) 指定通所介護事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（通所介護計画の作成）

第110条　指定通所介護事業所の管理者は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，機能訓練等の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

２　通所介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定通所介護事業所の管理者は，通所介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

４　指定通所介護事業所の管理者は，通所介護計画を作成した際には，当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　通所介護従業者は，それぞれの利用者について，通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（運営規程）

第111条　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定

めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保等）

第112条　指定通所介護事業者は，利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう，指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め，これを記録しなければならない。

２　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所ごとに，当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

３　指定通所介護事業者は，通所介護従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守等）

第113条　指定通所介護事業者は，利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし，災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

２　指定通所介護事業者は，前項ただし書に規定する場合において利用定員を超えて指定通所介護を提供したときは，速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第114条　指定通所介護事業者は，非常災害への対応等について規則で定める事項を記載した計画を作成し，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを定期的に通所介護従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定通所介護事業者は，前項の規定により作成した計画を定期的に見直すよう努めなければならない。

３　指定通所介護事業者は，消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けなければならない。

４　指定通所介護事業者は，非常災害に備え食料，水，燃料，防災機材等の備蓄に努めなければならない。

５　指定通所介護事業者は，地域との連携の下非常災害時における役割を明確にし，利用者等の安全確保に努めなければならない。

６　指定通所介護事業者は，第１項に規定する訓練の実施に当たっては，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第115条　指定通所介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定通所介護事業者は，当該指定通所介護事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第116条　指定通所介護事業者は，利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は，

必要な措置を講じるとともに，速やかに当該事故について，市長，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に規則で定めるところにより連絡を行わなければならない。

２　指定通所介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに，規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

３　指定通所介護事業者は，第１項の事故による損害のうち，指定通所介護事業者が賠償すべきものについては，速やかに賠償しなければならない。

４　指定通所介護事業者は，第106条第６項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第117条　指定通所介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定通所介護事業者は，利用者に対する指定通所介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定通所介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第118条　第８条，第10条から第19条まで，第21条，第23条，第28条，第29条，第35条から第37条まで，第39条から第41条まで，第43条及び第60条の規定は，指定通所介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第119条　通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第86条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第139条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和２年水戸市条例第９号。以下この条において「指定通所支援等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援等基準条例第５条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通

所支援等基準条例第80条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第86条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第139条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援等基準条例第80条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第85条に規定する指定生活介護をいう。），指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第138条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。），指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。），指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第120条　第８条，第10条から第19条まで，第21条，第23条，第28条，第29条，第35条から第37条まで，第39条から第41条まで，第43条，第60条，第103条，第105条及び第106条第６項並びに前節（第118条を除く。）の規定は，共生型通所介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第６節　基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第121条　基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員　基準該当通所介護の提供日ごとに，当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の

合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員　基準該当通所介護の単位ごとに，専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員　基準該当通所介護の単位ごとに，当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と第１号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は，当該事業所における基準該当通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この条及び第123条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上，15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員　１以上

２　基準該当通所介護事業者は，基準該当通所介護の単位ごとに，前項第３号の介護職員を，常時１人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず，介護職員は，利用者の処遇に支障がない場合は，他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

４　前３項の基準該当通所介護の単位は，基準該当通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

５　第１項第４号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

６　基準該当通所介護の事業と第１項第３号に規定する第１号通所事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第122条　基準該当通所介護事業所は，専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第123条　基準該当通所介護事業所には，食事を行う場所，機能訓練を行う場所，静養のための場所，生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなけれ

ばならない。

2　前項に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所　次に定めるところによる。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積（調理台，洗面器等が設置されている場合は，当該設置部分の面積を除く。）は，３平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず，食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては，同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(3) 事務室　利用者に基準該当通所介護の提供を行う場所（以下この条において「基準該当通所介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

(4) 便所　要介護者の使用に適したものとすること。

3　基準該当通所介護事業者は，基準該当通所介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

4　基準該当通所介護事業者は，基準該当通所介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

5　第１項に掲げる設備は，専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。

6　基準該当通所介護の事業と第121条第１項第３号に規定する第１号通所事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は，市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第124条　第８条，第10条から第16条まで，第18条，第19条，第21条，第23条，第28条，第29条，第35条から第37条まで，第39条，第40条（第５項及び第６項を除く。），第41条，第43条，第60条及び第103条並びに第４節（第107条第１項及び第118条を除く。）の規定は，基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第８章　通所リハビリテーション

第１節　基本方針

第125条　指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅にお

いて，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，理学療法，作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより，利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第126条　指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が，当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医師　指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

(2) 理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員　次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに，利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第79条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第78条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10人以下の場合は，その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が１以上確保されていること，又は利用者の数が10人を超える場合は，提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が，利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，利用者が100又はその端数を増すごとに１以上確保されていること。

２　指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は，前項第２号の規定にかかわらず，次の各号に掲げるとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに，利用者の数が10人以下の場合は，提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が１以上確保されていること，又は利用者の数が10人を超える場合は，提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が，利用者の数を10で除した数以

上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師が，常勤換算方法で，0.1以上確保されていること。

3　第１項第１号の医師は，常勤でなければならない。

4　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け，かつ，指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第79条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第127条　指定通所リハビリテーション事業所は，指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって，その面積（調理台，洗面器等が設置されている場合は，当該設置部分の面積を除く。以下この項において同じ。）が３平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし，当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては，当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2　指定通所リハビリテーション事業所は，次の各号に掲げる基準に適合する便所及び事務室を有しなければならない。

(1) 便所　要介護者の使用に適したものとすること。

(2) 事務室　利用者に指定通所リハビリテーションの提供を行う場所（以下この条において「指定通所リハビリテーション提供場所」という。）と明確に区画されていること。

3　指定通所リハビリテーション事業所は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

4　指定通所リハビリテーション事業者は，指定通所リハビリテーション提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

5　指定通所リハビリテーション事業者は，指定通所リハビリテーション提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

6　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け，かつ，指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第80

条第１項から第５項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第128条　指定通所リハビリテーションは，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われなければならない。

２　指定通所リハビリテーション事業者は，自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第129条　指定通所リハビリテーションの方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては，医師の指示及び次条第１項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身の機能の維持回復を図り，日常生活の自立に資するよう，妥当適切に行うものとする。

(2) 通所リハビリテーション従業者は，指定通所リハビリテーションの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては，常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し適切なサービスを提供するものとし，特に，認知症である要介護者に対しては，必要に応じ，その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は，リハビリテーション会議の開催により，リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。

(5) 指定通所リハビリテーション事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

(6) 指定通所リハビリテーション事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第130条　医師及び理学療法士，作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は，診療又は運動機能検査，作業能力検査等を基に，共同して，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，リハビリテーションの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

２　通所リハビリテーション計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内

容に沿って作成しなければならない。

3　医師等の従業者は，通所リハビリテーション計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

4　医師等の従業者は，通所リハビリテーション計画を作成した際には，当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5　通所リハビリテーション従業者は，それぞれの利用者について，通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

6　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け，かつ，リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて，利用者の病状，心身の状況，希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し，訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合は，第90条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって，第１項から第４項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者等の責務）

第131条　指定通所リハビリテーション事業所の管理者は，医師，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に，必要な管理の代行をさせることができる。

2　指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は，通所リハビリテーション従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第132条　指定通所リハビリテーション事業者は，指定通所リハビリテーション事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（衛生管理等）

第133条　指定通所リハビリテーション事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　指定通所リハビリテーション事業者は，当該事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第134条　指定通所リハビリテーション事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

2　指定通所リハビリテーション事業者は，利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定通所リハービリテーション事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第135条　第８条，第10条から第15条まで，第17条から第19条まで，第21条，第23条，第28条，第29条，第35条，第36条，第39条から第43条まで，第73条，第107条及び第112条から第114条までの規定は，指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第９章　短期入所生活介護

第１節　基本方針

第136条　指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第137条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。ただし，利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第96条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第95条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第154条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。

(1) 医師　１以上

(2) 生活相談員　常勤換算方法で，利用者の数が100又はその端数を増すごとに１以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で，利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上

(4) 栄養士　１以上

(5) 機能訓練指導員　１以上

(6) 調理員その他の従業者　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じ適当と認められる数

2　特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって，その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は，同項の規定にかかわらず，これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3　第１項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

4　特別養護老人ホーム，養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。），病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については，老人福祉法，医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5　第１項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち１人は，常勤でなければならない。ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，この限りでない。

6　第１項第５号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第96条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第138条　指定短期入所生活介護事業者は，指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

（利用定員等）

第139条　指定短期入所生活介護事業所は，その利用定員を20人以上とし，指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし，第137条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては，この限りでない。

２　併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第160条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって，それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては，前項本文の規定にかかわらず，その利用定員を20人未満とすることができる。

３　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第98条第１項及び第２項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって，前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第140条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この条において同じ。）は，建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令（条例を含む。以下同じ。）に適合し，かつ，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，その建物が２階建て又は平屋建てである指定短期入所生活介護事業所で，次の各号のいずれかの要件を満たすものにあっては，その建物を準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は消防署長と相談の上，第157条において準用する第114条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第157条において準用する第114条第１項に規定する訓練については，同項に規定する計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携体制を整備すること。

2　前項の規定にかかわらず，指定短期入所生活介護事業所の建物が，建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令に適合する木造かつ平屋建てであって，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者から聴取した意見に基づき，次の各号のいずれかの要件を満たし，かつ，火災に係る利用者の安全性が確保されていると市長が認めるものであるときは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であること（避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されている指定短期入所生活介護事業所に限る。）。

3　指定短期入所生活介護事業所には，次の各号に掲げる設備を設けるとともに，指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は，居室，便所，洗面設備，静養室，介護職員室及び看護職員室を除き，これらの設備を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 食堂

(3) 機能訓練室

(4) 浴室

(5) 便所

(6) 洗面設備

(7) 医務室

(8) 静養室

(9) 面談室

(10) 介護職員室

(11) 看護職員室

(12) 調理室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) 事務室

4　併設事業所の場合にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは，当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5　第137条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6　第３項各号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室　次に定めるところによる。

ア 一の居室の定員は，４人以下とすること。

イ 利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室　次に定めるところによる。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積（調理台，洗面器等が設置されている場合は，当該設置部分の面積を除く。）は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず，食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては，同一の場所とすることができる。

(3) 浴室　要介護者の入浴に適したものとすること。

(4) 便所　要介護者の使用に適したものとすること。

(5) 洗面設備　要介護者の使用に適したものとすること。

(6) 事務室　利用者に指定短期入所生活介護の提供を行う場所（以下この条において「指定短期入所生活介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

7　前各項に規定するもののほか，指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は，1.8メートル（中廊下にあっては，2.7メートル）以上とすること。

(2) 廊下，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 指定短期入所生活介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮すること。

(6) 指定短期入所生活介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けること。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

８　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第99条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第141条　指定短期入所生活介護事業者は，指定短期入所生活介護の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第153条に規定する規程の概要，短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，サービスの内容及び利用期間等に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　第10条第２項及び第３項の規定は，前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第142条　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の心身の状況により，若しくはその家族の疾病，冠婚葬祭，出張等の理由により，又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために，一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に，指定短期入所生活介護を提供するものとする。

２　指定短期入所生活介護事業者は，居宅介護支援事業者等との密接な連携により，指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第143条　指定短期入所生活介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定短期入所生活介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定短期入所生活介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（規則で定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか，指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については，規則で定めるところによるものとする。

５　指定短期入所生活介護事業者は，第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第144条　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて，日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

２　指定短期入所生活介護は，相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については，次条第１項に規定する短期入所生活介護計画に基づき，漫然又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　短期入所生活介護従業者は，指定短期入所生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定短期入所生活介護事業者は，指定短期入所生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

5　指定短期入所生活介護事業者は，身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに，利用者及びその家族に説明しなければならない。

6　指定短期入所生活介護事業者は，自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

7　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

8　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（短期入所生活介護計画の作成）

第145条　指定短期入所生活介護事業所の管理者は，相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して，他の短期入所生活介護従業者と協議の上，サービスの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2　短期入所生活介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　指定短期入所生活介護事業所の管理者は，短期入所生活介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

4　指定短期入所生活介護事業所の管理者は，短期入所生活介護計画を作成した際には，当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護の実施等）

第146条　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2　指定短期入所生活介護事業者は，１週間に２回以上，適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしなければならない。

3　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　指定短期入所生活介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　指定短期入所生活介護事業者は，前各項に定めるほか，利用者に対し，離床，着替え，整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6　指定短期入所生活介護事業者は，常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7　指定短期入所生活介護事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定短期入所

生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第147条　指定短期入所生活介護事業者は，栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を，適切な時間に提供しなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は，利用者が可能な限り離床して，食堂で食事をすることを支援しなければならない。

（機能訓練）

第148条　指定短期入所生活介護事業者は，利用者の心身の状況等を踏まえ，必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第149条　指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（相談及び援助）

第150条　指定短期入所生活介護事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第151条　指定短期入所生活介護事業者は，教養娯楽設備等を備えるほか，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は，常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第152条　短期入所生活介護従業者は，現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第153条　指定短期入所生活介護事業者は，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（定員の遵守等）

第154条　指定短期入所生活介護事業者は，次の各号に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

(1) 第137条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては，当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては，利用定員及び居室の定員を超える

こととなる利用者数

２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により，指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が，緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し，居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって，当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては，前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる利用者数を超えて，静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

３　指定短期入所生活介護事業者は，第１項ただし書又は前項に規定する場合において第１項各号に掲げる利用者数を超えて指定短期入所生活介護を提供したときは，速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第155条　指定短期入所生活介護事業者は，その事業の開始に当たり，地域住民に対し，サービス提供の内容その他規則で定める事項について説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。

２　指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第156条　指定短期入所生活介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定短期入所生活介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第157条　第８条，第11条から第15条まで，第17条，第18条，第21条，第23条，第28条，第35条から第37条まで，第39条から第43条まで，第60条，第112条，第114条及び第115条の規定は，指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第158条　第１節及び前２節の規定にかかわらず，ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって，その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節にお

いて同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第159条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業は，利用者の意思及び人格を尊重し，利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら，各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援することにより，利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２款　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第160条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この条において同じ。）は，建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令に適合し，かつ，耐火建築物でなければならない。ただし，その建物が２階建て又は平屋建てであるユニット型指定短期入所生活介護事業所で，次の各号のいずれかの要件を満たすものにあっては，その建物を準耐火建築物とすることができる。

(1) 居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は消防署長と相談の上，第170条において準用する第157条において準用する第114条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第170条において準用する第157条において準用する第114条第１項に規定する訓練については，同項に規定する計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず，ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物が，建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令に適合する木造かつ平屋建てであって，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者から聴取した意見に基づき，次の各号のいずれかの要件を満たし，かつ，火災に係る利用者の安全性が確保されていると市長が認めるものであるときは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であること(避難訓練を頻繁に実施すること,配置人員を増員すること等により，火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されているユニット型指定短期入所生活介護事業所に限る。）。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業所には，次の各号に掲げる設備を設けるとともに，指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより，当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は，第１号のユニットを除き，これらの設備を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 事務室

4　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては，前項の規定にかかわらず，当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは，当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5　第137条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(水戸市特別養護老人ホーム基準条例（令和２年水戸市条例第12号）第35条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合は，第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず，ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6　第３項各号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット　次に定めるところによる。

ア 居室　次に定めるところによる。

（ア）一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は，２人とすることができる。

（イ）いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第121条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第119条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第169条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は，おおむね10人以下としなければならない。

（ウ）利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。

（エ）壁により隔てること。この場合において，ユニットに属さない居室を改修したものについて利用者相互の視線を遮断することができる場合に限り，壁と天井との間に一定の隙間を生じさせることができる。

（オ）日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室　次に定めるところによる。

（ア）いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ）一の共同生活室の床面積は，２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ）必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備　次に定めるところによる。

（ア）居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

（イ）要介護者の使用に適したものとすること。

エ 便所　次に定めるところによる。

（ア）居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

（イ）要介護者の使用に適したものとすること。

(2) 浴室　要介護者の入浴に適したものとすること。

(3) 事務室　利用者にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行う場所（以下この条において「ユ

ニット型指定短期入所生活介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

7　前各項に規定するもののほか，ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は，1.8メートル（中廊下にあっては，2.7メートル）以上とすること。ただし，廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には，1.5メートル（中廊下にあっては，1.8メートル）以上とすることができる。

(2) 廊下，共同生活室，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット型指定短期入所生活介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮すること。

(6) ユニット型指定短期入所生活介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けること。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第121条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第161条　第139条の規定は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第162条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費か利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者

に支払われた場合は，同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（規則で定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか，指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については，規則で定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第163条　指定短期入所生活介護は，利用者が，その有する能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定短期入所生活介護は，各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定短期入所生活介護は，利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定短期入所生活介護は，利用者の自立した生活を支援することを基本として，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は，指定短期入所生活介護の提供に当たって，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，指定短期入所生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を

行ってはならない。

7　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに，利用者及びその家族に説明しなければならない。

8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

9　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

10　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（介護の実施等）

第164条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援するよう，利用者の心身の状況等に応じ，適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の日常生活における家事を，利用者が，その心身の状況等に応じて，それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者が身体の清潔を維持し，精神的に快適な生活を営むことができるよう，適切な方法により，利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし，やむを得ない場合には，清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じて，適切な方法により，排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利用者については，排せつの自立を図りつつ，そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，前各項に定めるほか，利用者が行う離床，着替え，整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第165条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じて，適切な方法により，食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに，利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をすることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう，その意思を尊重しつつ，利用者が共同生活室で食事をすることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第166条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者の嗜好に応じた趣味，教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに，利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第167条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保等）

第168条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう，ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め，これを記録しなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に掲げるところにより職員の配置を行わなければならない。

(1) 昼間の時間帯には，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜の時間帯には，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，短期入所生活介護従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守等）

第169条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，次の各号に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

(1) 第137条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短

期入所生活介護事業所にあっては，当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては，ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，前項ただし書に規定する場合において同項各号に掲げる利用者数を超えてユニット型指定短期入所生活介護を行ったときは，速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（準用）

第170条　第141条，第142条，第145条，第148条から第150条まで，第152条及び第155条から第157条（第112条の準用に係る部分を除く。）までの規定は，ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第６節　共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第171条　短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第114条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい，指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第110条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において，当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を，指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が，当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第172条　第８条，第11条から第15条まで，第17条，第18条，第21条，第23条，第28条，第35条から第37条まで，第39条から第43条まで，第60条，第112条，第114条，第115条，第136条及び第138条並びに第４節（第157条を除く。）の規定は，共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場

合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第７節　基準該当居宅サービスに関する基準

（指定通所介護事業所等との併設）

第173条　基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は，指定通所介護事業所，指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。），指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第１項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第174条　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第３号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員　１以上

(2) 介護職員又は看護職員　常勤換算方法で，利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第135条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合は，当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第176条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上

(3) 栄養士　１以上

(4) 機能訓練指導員　１以上

(5) 調理員その他の従業者　当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じ適当と認められる数

２　前項第２号の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は，推定数による。

３　第１項第４号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

４　基準該当短期入所生活介護事業者は，法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

５　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第136条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第175条　基準該当短期入所生活介護事業者は，基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は，当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

（利用定員等）

第176条　基準該当短期入所生活介護事業所は，その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし，基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

２　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第138条第１項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第177条　基準該当短期入所生活介護事業所には，次の各号に掲げる設備を設けるとともに，基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし，指定通所介護事業所等の設備を利用することにより，当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり，当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は，第１号の居室を除き，これらの設備を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 食堂

(3) 機能訓練室

(4) 浴室

(5) 便所

(6) 洗面所

(7) 静養室

(8) 面接室

(9) 介護職員室

(10) 事務室

2　前項各号に掲げる設備の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室　次に定めるところによる。

ア 一の居室の定員は，４人以下とすること。

イ 利用者１人当たりの床面積は，7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室　次に定めるところによる。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積（調理台，洗面器等が設置されている場合は，当該設置部分の面積を除く。）は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず，食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき，かつ，機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては，同一の場所とすることができる。

(3) 浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(4) 便所　身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(5) 洗面所　身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(6) 事務室　利用者に基準該当短期入所生活介護の提供を行う場所（以下この条において「基準該当短期入所生活介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

3　基準該当短期入所生活介護事業者は，基準該当短期入所生活介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

4　基準該当短期入所生活介護事業者は，基準該当短期入所生活介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

5　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第139条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定通所介護事業所等との連携）

第178条　基準該当短期入所生活介護事業者は，基準該当短期入所生活介護の提供に際し，常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第179条　第８条，第11条から第15条まで，第18条，第21条，第23条，第28条，第35条から第37条まで，第39条，第40条（第５項及び第６項を除く。），第41条から第43条まで，第60条，第112条，第114条，第115条及び第136条並びに第４節（第143条第１項及び第157条を除く。）の規定は，基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第10章　短期入所療養介護

第１節　基本方針

第180条　指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第181条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は，それぞれ利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第143条第１項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第142条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第193条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ，利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合に

おける平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は，常勤換算方法で，利用者及び入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること，かつ，夜間における緊急連絡体制を整備することとし，看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は，それぞれ，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

２　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第143条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第182条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定短期入所療養介護事業所は，次に掲げる基準に適合する便所及び事務室を有しなければならない。

ア 便所　要介護者の使用に適したものとすること。

イ 事務室　利用者に指定短期入所療養介護の提供を行う場所（以下この条において「指定短期入所療養介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

(2) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては，法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（水戸市介護老人保健施設基準条例（令和２年水戸市条例第16号）第46条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては，平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療

養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し，共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入院患者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(4) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては，医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(5) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては，次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は，利用者１人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ 浴室を有すること。

ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

(6) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては，法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（水戸市介護医療院基準条例（令和２年水戸市条例第17号）第46条に規定するユニット型介護医療院をいう。第198条及び第206条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

２　前項第４号及び第５号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては，前項に定めるもののほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

３　指定短期入所療養介護事業者は，指定短期入所療養介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

４　指定短期入所療養介護事業者は，指定短期入所療養介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

５　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第144条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（対象者）

第183条　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の心身の状況若しくは病状により，若しくはその家族の疾病，冠婚葬祭，出張等の理由により，又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために，一時的に入所して看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医

療等を受ける必要がある者を対象に，介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室，病院の療養病床に係る病室，診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第184条　指定短期入所療養介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定短期入所療養介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定短期入所療養介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（規則で定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか，指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については，規則で定めるところによるものとする。

５　指定短期入所療養介護事業者は，第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たって

は，あらかじめ，利用者又はその家族に対し当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第185条　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて，当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2　指定短期入所療養介護は，相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については，次条第１項に規定する短期入所療養介護計画に基づき，漫然又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3　短期入所療養介護従業者は，指定短期入所療養介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4　指定短期入所療養介護事業者は，指定短期入所療養介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならない。

5　指定短期入所療養介護事業者は，身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに，利用者及びその家族に説明しなければならない。

6　指定短期入所療養介護事業者は，自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

7　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

8　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（短期入所療養介護計画の作成）

第186条　指定短期入所療養介護事業所の管理者は，相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については，利用者の心身の状況，病状，希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき，指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して，他の短期入所療養介護従業者と協議の上，サービスの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2　短期入所療養介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　指定短期入所療養介護事業所の管理者は，短期入所療養介護計画の作成に当たっては，その内容

について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

４　指定短期入所療養介護事業所の管理者は，短期入所療養介護計画を作成した際には，当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（診療の方針）

第187条　医師の診療の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は，一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して，的確な診断を基とし，療養上妥当適切に行うものとする。

(2) 診療に当たっては，常に医学の立場を堅持して，利用者の心身の状況を観察し，要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して，心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適切な指導を行うものとする。

(4) 検査，投薬，注射，処置等は，利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等は，規則で定めるもののほか行ってはならない。

(6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し，又は処方してはならない。

(7) 入院患者の病状の急変等により，自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは，他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第188条　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の心身の諸機能の維持回復を図り，日常生活の自立を助けるため，必要な理学療法，作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護の実施等）

第189条　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，利用者の病状及び心身の状況に応じ，適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

２　指定短期入所療養介護事業者は，１週間に２回以上，適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしなければならない。

３　指定短期入所療養介護事業者は，利用者の病状及び心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定短期入所療養介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定短期入所療養介護事業者は，前各項に定めるほか，利用者に対し，離床，着替え，整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

６　指定短期入所療養介護事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定短期入所

療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第190条　利用者の食事は，栄養並びに利用者の身体の状況，病状及び嗜好を考慮したものとするとともに，適切な時間に行われなければならない。

２　利用者の食事は，その者の自立の支援に配慮し，できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第191条　指定短期入所療養介護事業者は，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

２　指定短期入所療養介護事業者は，常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第192条　指定短期入所療養介護事業者は，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（定員の遵守等）

第193条　指定短期入所療養介護事業者は，次の各号に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては，利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては，療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては，指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

２　指定短期入所療養介護事業者は，前項ただし書に規定する場合において同項各号に掲げる利用者数を超えて指定短期入所療養介護を行ったときは，速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（記録の整備）

第194条　指定短期入所療養介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定短期入所療養介護事業者は，利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定短期入所療養介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第195条　第８条，第11条から第15条まで，第17条，第18条，第21条，第23条，第28条，第35条，第36条，第39条から第43条まで，第60条，第112条，第114条，第133条，第141条，第142条第２項及び第155条の規定は，指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第196条　第１節及び前２節の規定にかかわらず，ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって，その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し，共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第197条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業は，利用者の意思及び人格を尊重し，利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援することにより，利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２款　設備に関する基準

第198条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，平成18年

旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第161条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第159条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第161条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第199条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（規則で定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか，指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については，規則で定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第200条　指定短期入所療養介護は，利用者が，その有する能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定短期入所療養介護は，各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定短期入所療養介護は，利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定短期入所療養介護は，利用者の自立した生活を支援することを基本として，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は，指定短期入所療養介護の提供に当たって，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，指定短期入所療養介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならない。

7　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに，利用者及びその家族に説明しなければならない。

8　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

9　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

10　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護の実施等）

第201条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援するよう，利用者の病状及び心身の状況等に応じ，適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の日常生活における家事を，利用者が，その病状及び心身の状況等に応じて，それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者が身体の清潔を維持し，精神的に快適な生活を営むことができるよう，適切な方法により，利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし，やむを得ない場合には，清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の病状及び心身の状況に応じて，適切な方法により，排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利用者については，排せつの自立を図りつつ，そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，前各項に定めるほか，利用者が行う離床，着替え，整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第202条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の心身の状況に応じて，適切な方法により，食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに，利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をすることができるよ

う，必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう，その意思を尊重しつつ，利用者が共同生活室で食事をすることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第203条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者の嗜好に応じた趣味，教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに，利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第204条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保等）

第205条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう，ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め，これを記録しなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，次の各号に掲げるところにより職員の配置を行わなければならない。

(1) 昼間の時間帯には，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜の時間帯には，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，短期入所療養介護従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守等）

第206条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，次の各号に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし，災害，

虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては，利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，前項ただし書に規定する場合において同項各号に掲げる利用者数を超えてユニット型指定短期入所療養介護を行ったときは，速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（準用）

第207条　第183条，第186条から第188条まで，第194条及び第195条（第112条の準用に係る部分を除く。）の規定は，ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第11章　特定施設入居者生活介護

第１節　基本方針

第208条　指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は，特定施設サービス計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行うことにより，要介護状態となった場合でも，当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって，当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は，安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第209条　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員　常勤換算方法で，利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　次に定めるところによる。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は，常勤換算方法で，要介護者である利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ 看護職員の数は，次のとおりとすること。

（ア）利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては，常勤換算方法で，１以上

（イ）利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては，常勤換算方法で，１に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ 常に１以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員　１以上

(4) 計画作成担当者　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

2　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第172条第２項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第172条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は，前項の規定にかかわらず，特定施設従業者の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員　常勤換算方法で，利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１以上

(2) 看護職員又は介護職員　次に定めるところによる。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は，常勤換算方法で，利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の３を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ 看護職員の数は次のとおりとすること。

（ア）総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては，常勤換算方法で，１以上

（イ）総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては，常勤換算方法で，１に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ 常に１以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし，指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については，この限りでない。

(3) 機能訓練指導員　１以上

(4) 計画作成担当者　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

3　前２項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

4　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は，常勤でなければならない。

5　第１項第２号の看護職員及び介護職員は，主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし，看護職員のうち１人以上及び介護職員のうち１人以上は，常勤の者でなければならない。

6　第１項第３号又は第２項第３号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7　第１項第４号又は第２項第４号の計画作成担当者は，専らその職務に従事する介護支援専門員であって，特定施設サービス計画（第２項の場合にあっては，特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし，利用者（同項の場合にあっては，利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8　第２項第２号の看護職員及び介護職員は，主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし，看護職員及び介護職員のうちそれぞれ１人以上は，常勤の者でなければならない。ただし，指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は，介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者）

第210条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，指定特定施設の管理上支障がない場合は，当該指定特定施設における他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

第211条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この項において同じ。）は，建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令に適合し，かつ，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし，指定特定施設の建物が，木造かつ平屋建てであって，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者から聴取した意見に基づき，次の各号のいずれかの要件を満たし，かつ，火災に係る利用者の安全性が確保されていると市長が認めるものであるときは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であること（避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により

火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されている指定特定施設に限る。）。

2　指定特定施設は，一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。），浴室，便所，食堂，機能訓練室及び事務室を有しなければならない。ただし，他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を，他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

3　指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。），一時介護室，浴室，便所，食堂，機能訓練室及び事務室は，次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室　次に定めるところによる。

ア 一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者の処遇上必要と認められる場合は，２人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し，介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ １以上の出入口は，避難上有効な空地，廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室　介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(4) 便所　居室のある階ごとに設置し，非常用設備を備えるとともに，要介護者の使用に適したものとすること。

(5) 食堂　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(7) 事務室　利用者に指定特定施設入居者生活介護の提供を行う場所（以下この条において「指定特定施設入居者生活介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

5　指定特定施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

6　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

7　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第175条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第212条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，あらかじめ，入居申込者又はその家族に対し，第222条に規定する規程の概要，従業者の勤務の体制，利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項の契約において，入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は，より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては，利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第10条第２項及び第３項の規定は，第１項の規定による文書の交付について準用する。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第213条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は，入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は，適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第214条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を，指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を，利用者の被保険者証に記載しなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護を提供したときは，提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第215条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定特定施設入居者生活

介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前２号に掲げるもののほか，指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第216条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて，日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2　指定特定施設入居者生活介護は，次条第１項に規定する特定施設サービス計画に基づき，漫然又は画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

3　指定特定施設の特定施設従業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族から求められたときは，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならない。

5　指定特定施設入居者生活介護事業者は，身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに，利用者及びその家族に説明しなければならない。

6　指定特定施設入居者生活介護事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに，その

結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7　指定特定施設入居者生活介護事業者は，自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

8　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

9　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

（特定施設サービス計画の作成）

第217条　指定特定施設の管理者は，計画作成担当者（第209条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　計画作成担当者は，特定施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3　計画作成担当者は，利用者又はその家族の希望，利用者について把握された解決すべき課題に基づき，他の特定施設従業者と協議の上，サービスの目標及びその達成時期，サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4　計画作成担当者は，特定施設サービス計画の作成に当たっては，その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければならない。

5　計画作成担当者は，特定施設サービス計画を作成した際には，当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6　計画作成担当者は，特定施設サービス計画の作成後においても，他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより，特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに，利用者についての解決すべき課題の把握を行い，必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7　第２項から第５項までの規定は，前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護の実施等）

第218条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者は，自ら入浴が困難な利用者について，１週間に２回以上，適切な方法により，入浴させ，又は清しきしなければならない。

3　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつ

の自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前３項に定めるほか，利用者に対し，食事，離床，着替え，整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（健康管理）

第219条　指定特定施設の看護職員は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談及び援助）

第220条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第221条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第222条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保等）

第223条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定め，これを記録しなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし，当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

第224条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておかなければならない。

（地域との連携等）

第225条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，その事業の開始に当たり，地域住民に対し，サービ

ス提供の内容その他規則で定める事項について説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して，市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第226条　指定特定施設入居者生活介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第227条　第８条，第13条，第14条，第23条，第28条，第35条から第37条まで，第39条から第43条まで，第59条，第60条，第114条，第115条及び第148条の規定は，指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第228条　第１節から前節までの規定にかかわらず，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって，当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成，利用者の安否の確認，利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により，当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第229条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は，特定施設サービス計画に基づき，受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより，利用者が

要介護状態になった場合でも，当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は，安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第230条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員　常勤換算方法で，利用者の数が100又はその端数を増すごとに１以上

(2) 介護職員　常勤換算方法で，利用者の数が10又はその端数を増すごとに１以上

(3) 計画作成担当者　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

2　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第195条第２項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第194条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は，前項の規定にかかわらず，外部サービス利用型特定施設従業者の員数は，次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員　常勤換算方法で，利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１以上

(2) 介護職員　常勤換算方法で，利用者の数が10又はその端数を増すごとに１及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上

(3) 計画作成担当者　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

3　前２項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

4　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は，常に１以上の指定特定施設の従業者（第１項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし，宿直時間帯にあっては，この限りでない。

5　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は，専らその職務に従事し，かつ，

常勤でなければならない。ただし，利用者（第２項の場合にあっては，利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することができる。

６　第１項第３号又は第２項第３号の計画作成担当者は，専らその職務に従事する介護支援専門員であって，特定施設サービス計画（第２項の場合にあっては，特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし，そのうち１人以上は，常勤でなければならない。ただし，利用者（第２項の場合にあっては，利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（管理者）

第231条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，指定特定施設の管理上支障がない場合は，当該指定特定施設における他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３款　設備に関する基準

第232条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この項において同じ。）は，建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令に適合し，かつ，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし，指定特定施設の建物が，木造かつ平屋建てであって，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者から聴取した意見に基づき，次の各号のいずれかの要件を満たし，かつ，火災に係る利用者の安全性が確保されていると市長が認めるものであるときは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であること（避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されている指定特定施設に限る。）。

２　指定特定施設は，居室，浴室，便所，食堂及び事務室を有しなければならない。ただし，居室の面積が25平方メートル以上である場合には，食堂を設けないことができるものとする。

３　指定特定施設の居室，浴室，便所，食堂及び事務室は，次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 居室　次に定めるところによる。

ア　一の居室の定員は，１人とすること。ただし，利用者の処遇上必要と認められる場合は，２人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し，介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ １以上の出入口は，避難上有効な空地，廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 便所　居室のある階ごとに設置し，非常用設備を備えているとともに，要介護者の使用に適したものとすること。

(4) 食堂　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(5) 事務室　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行う場所（以下この条において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護提供場所」という。）と明確に区画されていること。

4　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護提供場所について，利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

5　指定特定施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

6　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護提供場所を２以上の階に分けて設ける場合は，１基以上エレベーターを設けなければならない。ただし，傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは，この限りでない。

7　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第198条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第233条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，あらかじめ，入居申込者又はその家族に対し，第235条に規定する規程の概要，従業者の勤務の体制，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容，受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称，受託居宅サービスの種類，利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項の契約において，入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

３　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては，利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第10条第２項及び第３項の規定は，第１項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第234条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設サービス計画に基づき，受託居宅サービス事業者により，適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう，必要な措置を講じなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては，提供した日時，時間，具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第235条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（受託居宅サービス事業者への委託）

第236条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が，受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは，受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

２　受託居宅サービス事業者は，指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

３　受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は，指定訪問介護，指定訪問入浴介護，指定訪問看護，指定訪問リハビリテーション，指定通所介護，指定通所リハビリテーション，第239条に規定する指定福祉用具貸与，指定地域密着型サービス基準条例第60条の２に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

４　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，事業の開始に当たっては，次の各号に掲げる事業を提供する事業者と，第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護

(2) 指定訪問看護

(3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，第３項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち，前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては，利用者の状況に応じて，第１項に規定する方法により，これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，第３項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては，市内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，受託居宅サービス事業者に，業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第237条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，従業者，設備，備品，会計及び受託居宅サービス事業者に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

2　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

3　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

4　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第238条　第８条，第13条，第14条，第23条，第28条，第35条から第37条まで，第39条から第43条まで，第59条，第60条，第114条，第115条，第213条，第214条から第217条まで，第220条，第221条及び第223条から第225条までの規定は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第12章　福祉用具貸与

第１節　基本方針

第239条　指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第８条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与するこ

とにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第240条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は，常勤換算方法で，２以上とする。

２　指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって，当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，次の各号に掲げる事業者の区分に応じ，当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第207条第１項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第207条第１項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第224条第１項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第224条第１項

(3) 指定特定福祉用具販売事業者　第257条第１項

（管理者）

第241条　指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は，当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

第242条　指定福祉用具貸与事業者は，福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか，指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし，第250条第３項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては，福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

２　前項の設備及び器材の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備　次に定めるところによる。

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であ

ること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材　当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類，材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け，かつ，指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第206条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第209条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第243条　指定福祉用具貸与事業者は，法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供したときは，その利用者から利用料の一部として，当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定福祉用具貸与事業者は，法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定福祉用具貸与事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4　指定福祉用具貸与事業者は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

5　指定福祉用具貸与事業者は，あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく，その後の請求にもかかわらず，正当な理由なく支払に応じない場合は，当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により，当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第244条　指定福祉用具貸与は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう，その目標を設定し，計画的に行わなければならない。

2　指定福祉用具貸与事業者は，常に，清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3　指定福祉用具貸与事業者は，自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い，常にその改

善を図らなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第245条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，次条第１項に規定する福祉用具貸与計画に基づき，福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して福祉用具の機能，使用方法，利用料，全国平均貸与価格等に関する情報を提供し，個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，貸与する福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行うものとする。

(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに，当該福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，利用者等からの要請等に応じて，貸与した福祉用具の使用状況を確認し，必要な場合は，使用方法の指導，修理等を行うものとする。

(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には，当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに，当該利用者に係る介護支援専門員により，必要に応じて随時その必要性が検討された上で，継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(7) 指定福祉用具貸与事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

（福祉用具貸与計画の作成）

第246条　福祉用具専門相談員は，利用者の希望，心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ，指定福祉用具貸与の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において，指定特定福祉用具販売の利用があるときは，第264条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

２　福祉用具貸与計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

４　福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画を作成した際には，当該福祉用具貸与計画を利用者及

び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5　福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成後，当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6　第１項から第４項までの規定は，前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（運営規程）

第247条　指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所ごとに，事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程（第251条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

第248条　指定福祉用具貸与事業者は，福祉用具専門相談員の資質の向上のために，福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2　福祉用具専門相談員は，常に自己研さんに励み，指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。

（福祉用具の取扱種目）

第249条　指定福祉用具貸与事業者は，利用者の身体の状態の多様性，変化等に対応することができるよう，できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

（衛生管理等）

第250条　指定福祉用具貸与事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。

2　指定福祉用具貸与事業者は，回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3　指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において，当該指定福祉用具貸与事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4　指定福祉用具貸与事業者は，前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。

5　指定福祉用具貸与事業者は，事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示及び目録の備付け）

第251条　指定福祉用具貸与事業者は，事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は,利用者の福祉用具の選択に資するため,指定福祉用具貸与事業所に,その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第252条　指定福祉用具貸与事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は，利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定福祉用具貸与事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第253条　第８条，第10条から第21条まで，第23条，第28条，第36条，第37条，第39条から第43条まで，第60条並びに第112条第１項及び第２項の規定は，指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第254条　基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が，当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は，常勤換算方法で，２以上とする。

２　基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第221条第１項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが，同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は，同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第255条　第８条，第10条から第16条まで，第18条から第21条まで，第23条，第28条，第36条，第37条，第39条，第40条（第５項及び第６項を除く。），第41条から第43条まで，第60条，第112条第１項及び第２項，第239条，第241条並びに第242条並びに前節（第243条第１項及び第253条を除く。）の規定は，基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第13章　特定福祉用具販売

第１節　基本方針

第256条　指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第８条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助，取付け，調整等を行い，特定福祉用具を販売することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第257条　指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は，常勤換算方法で，２以上とする。

２　指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって，当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，次の各号に掲げる事業者の区分に応じ，当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準条例第207条第１項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準条例第224条第１項

(3) 指定福祉用具貸与事業者　第240条第１項

（管理者）

第258条　指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は，当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

第259条　指定特定福祉用具販売事業者は，事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか，指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け，かつ，指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第223条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定介護予防サービス等基準条例第226条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第260条　指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売を提供したときは，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第261条　指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売を提供したときは，現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

２　指定特定福祉用具販売事業者は，前項の支払を受ける額のほか，利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

３　指定特定福祉用具販売事業者は，前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い，文書により利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要となる書類等の交付）

第262条　指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は，次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

(2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(3) 領収書

(4) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第263条　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は，次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，次条第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき，特定福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して特定福祉用具の機能，使用方法，販売費用の額等に関する情報を提供し，個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，販売する特定福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行うものとする。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに，当該特定福祉用具の使用方法，使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させ

ながら使用方法の指導を行うものとする。

(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には，当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(5) 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者の家族及び関係機関と連携を図り，必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

（特定福祉用具販売計画の作成）

第264条　福祉用具専門相談員は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，指定特定福祉用具販売の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において，指定福祉用具貸与の利用があるときは，第246条第１項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

２　特定福祉用具販売計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　福祉用具専門相談員は，特定福祉用具販売計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

４　福祉用具専門相談員は，特定福祉用具販売計画を作成した際には，当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

（記録の整備）

第265条　指定特定福祉用具販売事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関し，規則で定める記録を整備しておかなければならない。

２　指定特定福祉用具販売事業者は，利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関し，規則で定める記録を整備しなければならない。

３　前２項に規定する記録は，その完結の日から５年間保存しなければならない。

４　指定特定福祉用具販売事業者は，第１項及び第２項に規定する記録を，法第23条の規定による文書の提出若しくは提示の求め又は法第76条第１項の規定による帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

（準用）

第266条　第８条，第10条から第16条まで，第18条から第20条まで，第28条，第34条，第36条，第37条，第39条から第43条まで，第60条，第112条第１項及び第２項，第244条，第247条から第249条まで並びに第251条の規定は，指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，規則で定める。

第14章　雑則

（委任）

第267条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は，令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に法第41条第１項の指定を受けている指定居宅サービス事業者に係る第10条第１項（第46条，第51条，第63条，第67条，第83条，第93条，第102条，第118条，第120条，第124条，第135条，第253条，第255条及び第266条において準用する場合を含む。）及び第141条第１項（第170条，第172条，第179条，第195条及び第207条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，令和２年９月30日までの間は，これらの規定中「に関する契約を文書により締結しなければならない」とあるのは，「について利用申込者の同意を得なければならない」とする。

3　この条例の施行の際現に法第41条第１項の指定を受けている指定居宅サービス事業者については，第31条（第46条及び第51条において準用する場合を含む。），第61条（第67条において準用する場合を含む。），第81条，第91条，第100条，第111条（第120条及び第124条において準用する場合を含む。），第132条，第153条（第172条及び第179条において準用する場合を含む。），第167条，第192条，第204条，第222条，第235条及び第247条（第255条及び第266条において準用する場合を含む。）の規定は，令和２年９月30日までの間は，適用しない。

4　この条例の施行の際現に法第41条第１項の指定を受けている指定居宅サービス事業者に係る第106条第２項第１号ア，第123条第２項第１号ア，第127条第１項，第140条第６項第２号ア及び第177条第２項第２号アの規定の適用については，その使用する建物において増築若しくは改築（指定通所介護事業所，基準該当通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所及び基準該当短期入所生活介護事業所にあっては食堂及び機能訓練室，指定通所リハビリテーション事業所にあっては指定通所リハビリテーションの提供にふさわしい専用の部屋等に係る工事を伴うものに限る。）を行い，又は当該建物から移転をするまでの間は，これらの規定中「面積（調理台，洗面器等が設置されている場合は，当該設置部分の面積を除く。）」とあるのは，「面積」とする。

5　この条例の施行の際現に法第41条第１項の指定を受けている指定居宅サービス事業者については，第106条第５項，第123条第４項，第127条第５項，第177条第４項，第182条第４項，第211条第６項及び第232条第６項の規定は，その使用する建物において増築若しくは改築（第106条第２項第３号に規定する指定通所介護提供場所，第123条第１項第３号に規定する基準該当通所介護提供場所，第127条第２項第２号に規定する指定通所リハビリテーション提供場所，第177条第２項第６号に規定する基準該当短期入所生活介護提供場所，第182条第１項第１号イに規定する指定短期入所療養介護提供場所，第211条第３項第７号に規定する指定特定施設入居者生活介護提供場所又は第232条第３項第５号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護提供場所を２以上の階に分けて設置する工事を伴うものに限る。）を行い，又は当該建物から移転をするまでの間は，適用しない。

6　この条例の施行の際現に法第41条第１項の指定を受けている指定居宅サービス事業者に係る第

224条第２項（第238条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，令和２年９月30日までの間は，同項中「定めておかなければならない」とあるのは，「定めるよう努めなければならない」とする。

7　第２項から前項までに規定するもののほか，この条例の施行に伴い必要な経過措置は，規則で定める。

（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部改正）

8　水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部改正）

9　水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略